

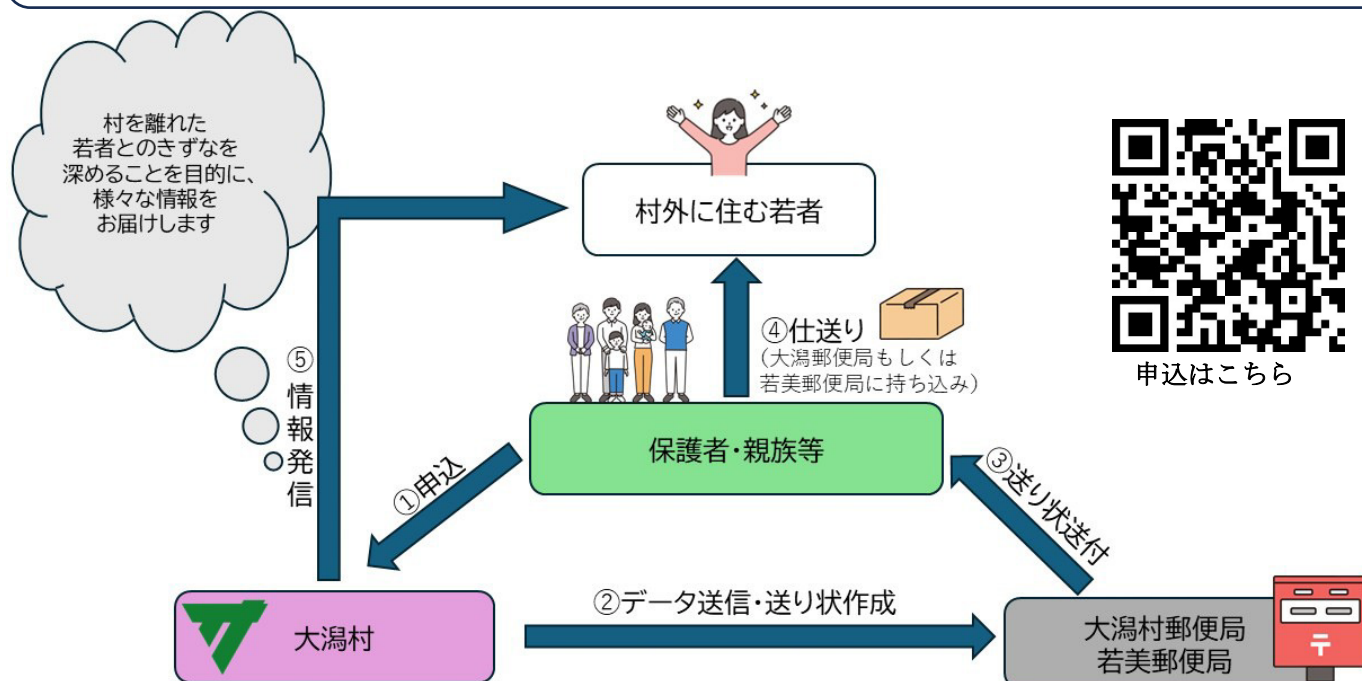
大潟村役場からのお知らせ

きずな定期便事業スタート

～年間4回分の仕送り送料を大潟村が支援します～

〈きずな定期便事業とは〉

各家庭が行う『村外に住む家族（18歳～22歳）への仕送り』について、年間4回分を上限にその送料を村が負担します。



■対象

大潟村外にお住まいの方（18歳～22歳）がいる家庭

※住所を移していない場合でも、居住実態が村外であれば対象となります

※ご実家が大潟村にない場合や、ご家族が国外に居住している場合はご利用できません。

■申込から発送までの流れ

① 申込専用フォーム（上記 QR コード）により仕送りをする方（保護者・親族等）が村に申込
※仕送りを受ける方の住所や連絡先、メールアドレスなどの情報を登録していただきます。

② 村への申込情報をもとに、郵便局が申込者に送り状を4枚送付

③ 申込者が仕送りの荷物に送り状を貼り付け、大潟郵便局または若美郵便局に持ち込み発送

④ 仕送りを受ける方に、郵便やメールなどで、村からの各種情報や案内を随時送付

■その他

- ・ 申込の受付は令和8年1月30日まで、利用期限は令和8年2月27日までとなります
- ・ 送り状は準備が整い次第、申込者（ご実家）へ発送します（申込から2～3週間かかります）
- ・ 登録いただいた情報は、本事業のほか、村の事業に利用いたしますのでご了承ください
- ・ 詳細については村ホームページをご確認ください

ホームページはこちら→



お問い合わせは

大潟村役場 総務企画課 総務広報班 TEL. 0185-45-2111